JAバンクからのお知らせ

平成25年10月5日(土)より、次の当座性貯金について、お取引内容を一部変更いたします。

いつもJAバンク岩手をご利用いただきありがとうございます。

このたびJAバンクでは、事務の効率化により、組合員・利用者のみなさまに対する一層のサービス向上を図るため、お取引内容の一部について、全国すべてのJAにおいて共通化していくことといたしました。

このことにより、従前からのお取引内容に変更が生ずる当座性貯金は下記のとおりですが、お客さまに変更手続などのご負担は発生いたしませんので、何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

なお、変更後のお取引内容を記載した貯金規定をご用意しておりますので、ご記帳の際など、お取引のJA窓口へお気軽にお申し付けください。

今後ともサービスの充実に努めて参りますので、変わらぬお引き立てを賜りますよう お願い申しあげます。

□ お取引内容が一部変更となる当座性貯金

対象貯金	変更内容
貯蓄貯金(30型) 貯蓄貯金(10型)	・通帳表示名が「貯蓄貯金」となります。 (お持ちの通帳はそのままお使いいただけます)
子供貯金	・付利最低残高を100円から1,000円に変更します。

今回の変更により、お客さまによっては、利息の計算結果が変更となる場合もございますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

なお、詳細につきましては、お取引のJA窓口へお問い合わせください。

